

障害児入所施設の移行に関する現状

1. 移行に向けた連絡調整（会議等）の現状

【現状】

〈移行に向けた連絡調整（会議等）の内容〉

主にはケースカンファレンス、情報共有が多く、体制整備に関する会議を開催している自治体は全国で6自治体となっている。

〈移行に向けたケースカンファレンスの取り組み〉

個々のケースごともしくは施設単位で行われていることが多いと思われ、参加している主な構成員としては市町村、児童相談所、障害児入所施設、学校、障害福祉サービス事業所が多く、都道府県が関与するケースは少ない現状である。情報共有では参加している主な構成員としては、市町村、児童相談所、障害児入所施設であるが都道府県の関与も多くなっている。会議の回数は年1～2回が多い。

〈今後に向けての課題〉

会議の開催は、各都道府県等でそれぞれに設定し、開催しているのが現状である。

今後については、移行の施策は児童期と成人期にまたがるため、各都道府県等においては担当部署が分かれていることも想定されるため、地域移行に必要な会議とその主体をどこが担うのかということも含めて整理が必要であると思われる。

○ 主な移行に向けたケースカンファレンス

名称	構成員	開催頻度 (年)	その他
地域移行会議	<ul style="list-style-type: none">・ 障害児入所施設職員・ 児童相談所・ 行政（福祉課、子ども未来課）・ 相談支援専門員・ 特別支援学校教員・ 成人施設職員	随時	
移行に向けた支援会議	<ul style="list-style-type: none">・ 自治体（市町村）・ 障害児入所施設関係者・ 保護者・ 障害福祉サービス事業所・ 圏域障害者総合相談支援センター	1人あたり 10回	18歳以上の利用契約者1名（R2.1 障害者支援施設へ移行）
個別移行支援会議	<ul style="list-style-type: none">・ 自治体（市町村）・ 児童相談所・ 障害児入所施設関係者・ 学校・ 保護者	1回以上	高校2年生年齢児の 5月頃に、児童相談所が主体となって、 契約・措置に関わらず開催

○ 主な情報共有に関する会議

名称	構成員	開催年度 (年)	その他
児童発達支援部会	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体（県） ・自治体（市） ・児童相談所 ・障害児入所施設関係者 	2回	
圏域別過齢児移行検討ワーキンググループ（施設入所中児童の地域移行に係る連絡会議）県西圏域	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体（県） ・自治体（市町村） ・児童相談所 ・障害児入所施設関係者 ・学校 ・相談支援 	1回	
知的障害者支援協会発達支援部会関係機関意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体（県） ・自治体（市町村） ・児童相談所 ・障害児入所施設関係者 ・県知的障害者支援協会発達支援部会長 	1回	

○ 主な体制整備に関する会議

名称	構成員	開催年度 (年)	その他
強度行動障がい児者の円滑な地域移行のための諸施策に関する検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体（県） ・自治体（市町村） ・児童相談所 ・障害児入所施設関係者 ・相談支援 	1回程度（必要に応じて適宜開催）	主催は県庁
障害児入所児童に係る障害者施設等への円滑な移行に関する意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体（県） ・自治体（市町村） ・児童相談所 ・障害児入所施設関係者 ・県知的障害者福祉協会 	年2回	意見交換会は、平成30年度から実施している
入所調整検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体（障害者支援施設担当部署、援護の実施期間） ・障害児入所施設関係者 ・障害福祉サービス事業所 ・相談支援 ・大学教授 ・障害者支援施設関係者 ・障害者団体代表 	年3回	障害者支援施設の入所調整の仕組みについて検討

2. 移行に向けた現在の取り組みの現状

【現状】

〈各都道府県等の主な取り組み内容〉

移行対象児の把握、関係機関との連絡調整、市町村等への情報提供があげられる。その他、更に移行を促進するために入所児童支援マニュアルの作成、グループホームへの移行促進事業やコーディネーターの配置など、独自の取り組みを行っている県も見られる。

○ 主な取り組み内容

具体的な取り組み
<ul style="list-style-type: none">・ 18歳到達による移管対象者の調査の実施 移行を円滑に行うため、年に3回（5月、11月、2月頃）、各児童相談所及び各施設に対し移行対象者と移行調整状況の調査を行い、各区市町村へ情報提供するとともに、関係機関間や家族との調整を適宜進めるように促している。
<ul style="list-style-type: none">・ 管内事業所における移行対象児の把握 毎年度4月1日時点で、県所管域福祉型障害児入所施設に入所中の過齢児の数、高校3年生年齢の数、高校2年生年齢の数を把握する調査を実施している。
<p>令和元年度に児童相談センターが福祉型障害児入所施設に関する入所児童支援マニュアルを作成し、高1年齢から移行（退所）までの流れについて記載している。</p>
<ul style="list-style-type: none">・ 管内事業所における移行対象児を含めた障害児の入所状況を毎月確認している。
<ul style="list-style-type: none">・ 障害児入所児童にかかる障害者施設等への円滑な移行に関する意見交換会を年2回開催。・ 市町村に対する過齢児の情報提供方法の体制整備。・ 市町村へ定期的な障害児入所受給者台帳名簿（過齢児の情報）を提供。
<p>福祉型障害児入所施設に入所している児童を18歳到達以降に受け入れるグループホーム、または障害者支援施設入所者をグループホームに受け入れることにより空きの出た障害者支援施設に福祉型障害児入所施設入所児童を受け入れる予定の法人が開設するグループホームについて、「過齢児用グループホーム」として、補助金交付対象の選考の際に優先して選定する。</p>
<ul style="list-style-type: none">・ 管内事業所における移行対象児を把握するとともに、「みなし規定」の期限が迫っている障害児入所施設年齢超過者を対象として、グループホーム（GH）への移行促進事業を実施し、強度行動障がいのある方々のGHへの受入支援にモデル的に取り組む。・ 定期的に施設管理者と連絡調整を行うとともに、特に年齢超過児が多数入所している施設において、コーディネーターを配置し、地域移行に向けた支援を行う。

3. 移行を進める上での課題点と対応策の現状

【現状】

〈移行を進める上での主な課題〉

本人の状態像、地域の移行資源の不足、保護者の移行への納得が得られない、調整の場の不足があげられる。

〈本人の状態像の課題〉

強度行動障害、重度の障害のある児童、軽度であっても暴力や性的問題があるなど、行動上の課題や生育上の課題を抱えている児童の移行になると困難さが見られる。

〈地域の移行資源の不足〉

障害者支援施設、グループホームの入居出来る空きが少ない状態である。一方空いていても重度の障害や行動上の課題がある場合は移行が困難となる。また、成人施設の入居者は高齢化しているため、そこに年齢が若い利用者が入居することは生活のリズムが合わない等、全体のバランスをとることに苦慮する。

〈保護者の移行への納得が得られない状況〉

利用者の方が長年その施設で暮らしていたために、慣れ親しんだ施設から離れさせたくない想いや、保護者が自分の希望に固執し移行希望先が限定されているため、調整が難しい現状がある。

〈調整の場〉

県全体での調整から取り組み、課題の共有と具体的対応策の検討の場がないため、現状は各個別ケースごとにケースワークを行う対応である。

〈その他〉

地域によっては児童の入所が減少傾向の中、移行が進むことによって施設そのものの存続が難しくなっている。しかし、一方、障害児入所施設は児童虐待対応の緊急措置など、地域のセーフティネットの機能を担っているため、今後、児者転換等を検討するにあたって、地域全体の資源とのバランスを考慮する必要がある。

○ 本人の状態像

課題と対応策

自傷他害を含む強度行動障害や性的な問題行動を有していたり、医療的なケアを要する障害者については、受け入れを拒否されることが多い。各市町村や、障害児入所施設が積極的に障害者施設に打診を行っているが、なかなか決まらない状態である。対応策がなく苦慮している。

強度行動障害の利用者に対して、適切な支援が出来る事業所が少ない。行動障害の点数が高いと、入所につながらない。グループホームなどで特化して事業をしているところもあるが、満床であり空きはない。支援の専門知識のある職員がいない事業所も少なくはない。また日中のサービスについても同様のことがあり、受け皿を見つけることが大変。そのため、市町村や地域相談事業所と連携して見つかるまで探すしかない。

行動障害が重度の児童、もしくは軽度であっても暴力や性的問題のある児童の受け入れ先が少ない。移行前後において、障害児入所施設側が支援施設への説明やフォローを行う等、尽力してくれているが、難しい状況にある。

○ 地域の移行先の資源不足

課題と対応策
県内に限らず、保護者と相談しながら県外の事業所も情報収集を行い、移行先の候補に入れて検討する。市町村障害者福祉事業推進補助金やグループホーム体験利用促進事業等の補助金を活用して、グループホームの開設を促進したり、重度障害者の地域移行を促進するなど、地域の移行先の拡大に取り組んでいる。
成人施設の高齢化に伴い、受け入れ枠がないこと、若い対象者が、高齢化している施設入所者と共に生活することで、高齢の方たちに向けた日課や作業メニューとなることから適度な刺激に乏しく、本人の残存能力を高めたり成長を促す環境に適さない。グループホーム等についても絶対的な数が乏しく、利用が困難であると感じている。また地域によっては他地域に比して特に社会資源がなく、サービス機関も脆弱で、結果、地域での受け入れが困難になることもある。
入所児童が減少傾向にある中、施設側の経営も厳しくなっており、加えて福祉人材不足もあることから、障害児入所施設の存続が難しいとの声がある。しかし、児童虐待への対応強化により、緊急時にも対応できるような一時保護委託や措置入所の枠は確保しておかねばならず、入所による障害児支援のニーズも依然としてあるため、障害児入所施設の維持は必要である。そのため、支援施設を併設する障害児入所施設の人員基準について、多機能特例的な扱いを可能にする等、限られた人材でも運営が可能となるよう、柔軟な取扱いができるようお願いしたい。

○ 保護者の移行への納得が得られない状況

課題と対応策
保護者が、障害児の住み慣れた場所での継続的な支援を望んでいるため、施設の近隣の入所施設への移行を検討。
保護者が希望する成人施設に空きがないため、数年単位で待機が必要となることを説明するが、保護者が自分の希望に固執するため、移行先の選択肢を広く検討できない場合がある。希望する施設以外の施設見学や体験について根気よく説明し、理解を得られるよう努めている。

○ 調整の場の不足

課題と対応策
障害児入所施設の退所を迫られている過齢児の障害者支援施設入所希望者の実態を地域として把握し、地域全体、県全体としてどう調整し、取り組んでいくのか、課題の共有と具体的対応策の検討の場がない。現状では、個別ケースごとに、相談支援事業所、市町村、児童相談所のケースワークで対応している。
移行までのプロセスが定められていないので、定期的な会議やその出席者も決まっておらず、市町村、こども家庭センターや事業所の担当者によって移行に向けた動き（スピード）が大きく違うが、連携を図るようになっている。
満20歳までに退所していただく必要がある時間的制約の中で、成人施設には多くの待機者がいるため入所調整が付かない。一方で、過齢児は帰ることができる自宅や支援する家族がいない場合が少なくなく、入所調整にたいへん苦勞している。現在、施設自身が個々の施設と入所調整をするしか方法がない状況であるため、新たな調整の場の設定を要望している。

※内容については事務局にて整理したもの。